

～将来にわたって高い品質の統計を提供するために～
(令和元年 12 月 24 日 統計改革推進会議統計行政新生部会)

ステートメント 3 (仕事の見直し)

変化に対応 (Adaptation) した統計自体の見直しを

(中略)

タスク 3-1 ⑧

統計の重点的な作成や見直し、チェック等を実現する観点から、政府統計の区分を見直し

各府省は、総務省と連携して、基幹統計の範囲について、統計法に定める基幹統計の要件をもとに、どのような統計の作成や見直し、チェックにリソースを重点化すべきかという観点から改めて精査を行い、基幹統計の対象の絞り込みや、一般統計との入替え等を検討します。

また、一般統計についても、重要な政策立案や SNA 等重要統計の作成に利用されるものや民間で広く利用されるものについては、これを例えば重要一般統計と位置付け、基幹統計に準じて作成や見直し、チェックのためのリソースを確保します。

なお、この基幹統計や重要一般統計の範囲は、社会・経済状況の変化に対応し、費用対効果も踏まえたメリハリのある業務遂行を確保するため、概ね 5 年ごとに見直しを行います。

(中略)

タスク 3-3 ⑩

政府統計の補完の観点から、政府関係法人や民間の統計を利用しやすくするための品質評価の仕組みを整備

E BPM の推進等に当たって、政府統計がカバーしきれていない分野を補完するため、政府関係法人や民間が作成する統計を活用したり、さらには、やむを得ず何らかのバイアスのあるデータ等を用いたりせざるを得ない状況が増大すると見込まれます。

そのような際にもそれらの統計等を安心して活用しやすくするため、総務省政策統括官 (統計基準担当) が、それらの統計の品質の状況やメタデータ等の公表の状況を評価するためのガイドラインを策定するとともに、総務省政策統括官 (統計基準担当) 及び各府省統計部局から統計を作成している政府関係法人や民間に対して、ガイドラインを満たしている場合には、その旨をそれらの統計等と併せて表示することを求めることにより、様々な統計の利用を促進します。

国連統計委員会等の国際会議において、SDG 指標の整備が課題となっています。244 にのぼる SDG 指標は、各国においてその算出が求められていますが、その中には、既存の統計調査手法では算出困難なものもあります。観測データ、ウェブ情報等の新たな情報源を活用した対応が必要となるとともに、一定のバイアスが避けられないような指標を用いざるを得ない場合もあるものと考えられます。

そのような場合でも、指標の作成・提供を行う部局が、可能な限り知見を有する第三者による検証結果等をしっかりと表示することによってユーザーの信頼を確保し、試行的な指標として示すなど、我が国における新しい情報源の政府統計への活用可能性を探るパイロットケースとして、SDG 指標の算出に向けた取組を促進します。

ステートメント7（利用者・報告者重視）

国民とのコミュニケーション（Communication）を大切に

（中略）

タスク7-3^②

統計ユーザーのニーズを把握して、利用価値の高い統計を提供

E B P M推進委員会が行う統計等データの提供等に関するユーザーからの要望・提案募集や、政府内における統計利活用リストを作成するために統計改革推進会議統計改革調査部会が行う調査、統計委員会が行う統計ごとの利用状況調査などの結果を活用して、各府省は、統計の内容や精度、提供等の在り方を、不断に見直します。ユーザーからいただいたご意見については、ユーザーに寄り添って対応し、ユーザーが要望するデータを報告者がそもそも把握していない、調査結果が不安定になる、作成者の負担が過大となるなど対応が困難なものについても、その旨を丁寧に説明するなど、コミュニケーションと理解の確保に努めます。

また、調査設計（調査事項、公表時期等）を変更しようとする場合には、変更内容に応じて、上記の利活用リストに掲載される利活用者からのヒアリングや、有識者会議、パブリックコメント等の機会も活用して政府部内外のユーザーの意見を聞くことにより、統計の利用に支障が生じないよう配慮します。

一方で、ユーザーの把握、報告者のモチベーション等の観点から、政府内外のユーザーに対して、政府統計を利用して作成した成果物には、利用した統計の名称を記載していただけるよう、HP等において協力を求めます。

このような取組の実を上げるため、統計職員バリュー [タスク4-3参照] には、「公表後の利活用への想像力を持つこと」等の内容を定め、その実践と実践事例の共有を進めます。

ステートメント 8（技術の開発・活用）

報告者負担と品質の改善に向けて、官民の各種データの有効活用（Effectiveness）を

（中略）

タスク 8-1^⑳

今後 3 年間でデータソース多様化集中期間として、行政記録情報や民間データを洗い出して、統計作成への活用を拡大

行政記録情報や民間データの活用を一層拡大するため、各府省は、行政記録情報を保有する政策部局の協力も得ながら、既存の統計の補完や代替、母集団情報の整備に活用できる行政記録情報や業界統計等の民間統計について、今後 3 年間で集中的な洗い出しを行うとともに、速やかに試行的な活用を行い、5 年以内に可能な限り実装します。

あわせて、これまで統計作成に用いられてこなかった民間データについても、そのデータ特性を踏まえた活用等について、集中的に検討を行います。

また、整備された母集団情報の活用により、調査票へのプレプリントを進めて、報告者負担の改善を一層推進します。

地方公共団体から行政記録情報を転記する形で収集している調査については、作業ミスの軽減や報告者負担の改善の観点から、円滑な収集方法を検討します。

（中略）

タスク 8-2^㉑

行政記録情報やPOSデータ等のビッグデータの活用、先進的な調査技術等の研究の本格化と試行的な活用

行政記録情報やビッグデータ等の活用について、将来的な調査環境や統計調査員の確保等の見通しを踏まえ、「活用しなければ統計の作成ができなくなるかもしれない」という危機意識に基づき、「どうすれば統計調査に活用できるか」という観点から本格的な検討を行います。また、可能性の高いものから試行的な活用を行います。

大学等の外部研究機関と協力して高度な専門人材を育成・確保しつつ、シェアリングエコノミーなど多様化する経済活動の把握、質の変化を反映した価格の把握手法など、社会・経済の変化に対応しうる統計技術・手法の研究開発に取り組みます。

さらに、個々のデータの保護が必要なため、データホルダーからはこれまで提供を得られていないようなデータでも、例えば、有償で、データホルダーが統計的に加工したデータ等の提供を受ける仕組みを検討するなど、「どうすれば提供が受けられるか」といった観点からも検討を行います。